

平成29年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年5月31日（水） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 23 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 24 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 26 号 非農地証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第29条の第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について

第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

その他

(1) 平成29年度呉市農業委員会活動計画について

出席委員

1 番 荒谷 博司	2 番 生田 政行	4 番 倉本 寛	5 番 谷 正典
6 番 前田 清文	7 番 見藤 進	8 番 横田 正教	9 番 横段 登
10 番 榎 真太郎	11 番 舩田 定則	12 番 佐伯 孝行	13 番 出来 悦次
14 番 林 武彦	15 番 水場 守信	16 番 北村 正次	17 番 平本 真人
18 番 高橋 靖之	20 番 中川 義則	21 番 山城 和彦	22 番 長迫 秀
23 番 渡辺 哲宏	24 番 重森 紀生	25 番 三戸 正宏	26 番 灰原 松二
27 番 横村 満	28 番 大道 正孝	29 番 土井 光弘	30 番 棕開地 省二
32 番 中野 勇平	33 番 坂 孝好	34 番 長本 憲	36 番 谷 恵介
38 番 土井 正純			

欠席委員

3 番 池田 勝憲 19 番 寺山 喜代登 31 番 金原 茂之 35 番 藤原 広
37 番 田中 みわ子

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長（倉本）：出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成29年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、18番 高橋委員、36番 谷委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員、19番 寺山委員、31番 金原委員、35番 藤原委員、37番 田中委員から出ています。

委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにして下さい。よろしくお願いいたします。

議長：事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに、事前に「資料1 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」「資料2 平成29年度 呉市農業委員会活動計画」「資料3 下限面積（農地法第3条第2項第5号の別段面積）一覧表」を送付しています。資料3の下限面積は、前回の総会で要望があったもので、広島県内の各市町の下限面積の一覧です。また、本日「JA広島ゆたか広報」第117号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方宮上町〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で305㎡の、第2種及び第3種農地です。申請の事由は、申請者は自宅に近い農地を譲り受け、経

営規模を拡大しようとするものです。営農計画は、野菜栽培を行う予定です。経営面積は、使用貸借による借受地が19アールありますので、仁方地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。申請地は階段状になった畑3枚です。譲渡人は耕作できず、今回譲受人に贈与するというものです。譲受人は耕作意欲があると思われた。皆様のご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字浦手〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は3,361㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、水稻栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで38アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番出来です。申請地は、昨年の農地パトロールの時はかなり荒廃していたが、譲受人に耕作意欲があり、一人できれいに開墾されたということです。申請人の関係は兄弟で、譲受人は高齢だが意欲があり何ら問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎの3番については、14番 林委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、林委員の退席をお願いします。

(林委員退席)

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字高井〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,693㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は病気で耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで95アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：15番水場です。1番目と2番目の農地は、譲受人のみかん園の両隣の土地であり、一緒に耕作したいということです。3番目の農地は別の場所だが、レモンの栽培をするということです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

(林委員着席)

議 長：つぎに、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は33㎡の第2種農地です。転用目的は、倉庫兼休憩所用地として利用するものです。規模等は、木造トタン葺2階建倉庫兼休憩所1棟を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫及び休憩所として利用されているため、「農地法」に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番榎です。写真のとおり1階が農機具置場、2階が休憩所となっている。問題はないと思う。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,458㎡の第2種農地です。転用目的は、貸駐車場及び貸資材置場として利用するものです。規模等は、大型トラック1台、道路舗装車両2台、土砂120㎡、コンテナ3個、プレハブ物置を設置する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に貸駐車場及び貸資材置場として利用されているため、「農地法」に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域の指定は除外見込みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。写真のとおり既に資材置場となっており、残念だがやむを得ない。皆さんのご意見を伺いたい。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可相当と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は農振農用地区域の指定の除外の公告に合わせて許可することと決定いたします。

議 長：つぎに、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字原条〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で929㎡の第2種農地です。転用目的は、土木建設業を営む譲受人が、自社の真砂土の置場及び自社社員のための駐車場として使用しようとするものです。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。道路のそばの農地で、稲作または畑として利用が十分できる農地です。

譲受人の強い希望ということで、残念だが仕方がない。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字大積山〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,595㎡の第2種農地です。転用目的は、土木建設業を営む譲受人が、自社のコンパネ、U字溝、真砂土などの資材置場として使用しようとするものです。しかしながら、写真でおわかりのように、既に資材置場として利用されてきたことから、「農地法」の手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。写真のとおり既に盛り土がされている。排水は確保されており、残念だが仕方がない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番ほか4筆、地目は田、面積は合計で1,414㎡の第2種農地です。転用目的は、隣接する山林等と一体で、コンビニエンスストア敷地として使用するため、賃借権を設定しようとするものです。関係法令等については、申請地のうち字ワラヒノ山〇〇〇〇番〇が農振農用地ですが、本年第2回総会で農振農用地の除外についてご審議いただいています。また「都市計画法」による開発許可、道路工事施行承認申請及び普通河川保全条例による許可申請は、広島県または呉市に申請済みです。本件の許可につきましては、農振農用地の除外の公告、および開発行為の許可に合わ

せて行う予定としています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。コンビニエンスストアに賃借権を設定し貸すというものです。県道沿いの田で農地として一等地だが、所有者が耕作できないということで残念だが仕方がない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可相当と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は農振農用地の除外の公告、及び開発許可に合わせ許可することと決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町大原〇〇〇〇番〇〇〇，地目は畑，面積は1,985㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため賃借権を設定するものです。規模等は、隣接地と併用して発電容量385kw，太陽光パネル868枚を設置する計画です。関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。申請地は、大原団地といって昔開拓されたところで段々畑になっていて、開拓以前は山林となっていたところです。他への悪影響はない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は208㎡の第2

種農地です。転用目的は、住宅及び庭として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、隣接地と併用して2階建住宅1棟及び庭を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅及び庭として利用されているため、「農地法」に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。写真のとおり既に家が建っておりやむを得ないと思う。皆様のご意見を伺いたい。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：続きまして、議案第26号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、栃原町字西谷〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,148㎡の第2種農地です。申請の事由は、平成7年に申請者の父が死亡し、耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。写真のとおり竹が生えており、原野ということで申請されたが山林と認定した。山林、原野ということだが、荒地地とならないようしっかり管理してもらいたいと思う。ご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町大字渡子字内平〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、現況は山林、

面積は合計で1, 153㎡の第2種農地です。申請の事由は、昭和56年頃耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番榎です。写真のとおりで、人が近寄ることもできないところで仕方がないと思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町大原〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で4, 431㎡の第2種農地です。申請の事由は、平成元年頃から耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。議案25の4の太陽光発電設備用地の隣接地です。30年ほど耕作しておらず、山林化しており農地に戻せる状態にない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字赤向坂字長迫〇〇〇〇番、地目は畑、現況は宅地、面積は290㎡の第2種農地です。申請の事由は、昭和48年頃住宅を建築したため、かい廃したとして、家屋登記事項証明書を添付のうえ宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。安浦駅の北側の山中の土地で、写真のとおり既に家が建っている。やむを得ない事案と思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから11ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページ農地法第4条の規定による届出が2件、9ページ、10ページ農地法第5条の規定による届出が6件、計8件ありましたのでご報告します。

続いて議案書11ページ、報告事項第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理についてですが、この1ヶ月間に受理したもので、農地転用、農業用施設の届出に関する専決処理規程により受理したものが2件ありました。この2件は関連しており共同で農道を設置し、市道へ通り抜けできるよう工事する計画となっています。

事 務 局：資料1をご覧ください。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。

平成21年度の法改正により、農業委員会が目標を定め適正に事務を実施するため、策定し、公表することが義務付けられています。

1ページ、I、農業委員会の状況ですが、1 農家、農地等の概要は、総農家数、自給的農家数は農林業センサスの数値、右側の認定農業者等は呉市農林水産課調べの平成29年4月1日時点での数値です。耕地面積、経営面積は、国が毎年行う作付面積調査や農林業センサス等の数値です。2 農業委員会の現在の体制ですが、呉市農業委員会は新制度に移行していませんので、旧制度である現在の農業委員会の内訳です。

2ページ、II、担い手への農地の利用集積、集約化、1 現状及び課題は、これまでの集積面積は平成28年度の計画時の189.6ヘクタールに平成28年度中に増加した面積1.3ヘクタールを加えた190.9ヘクターとなります。1.3ヘクタールは少ないと思われるのですが、平成28年度中に権利設定した面積は9.4ヘクタール、平成28年度中に解約または更新しなかった面積が8.1ヘクタールでしたので、差し引きで1.3ヘクタールの増となります。解約や利用権などの更新をされない農家が多いということ

です。2 平成29年度の目標及び活動計画については、目標値は、過去2年間の平均を新規集積面積として5ヘクタール、集積面積を195.5ヘクタールとしています。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、これは権利設定面積3,000㎡以上の方を対象にしており、1 現状及び課題については、平成28年度の新規参入者数は2経営体、面積は1ヘクタールとなっています。2 目標及び活動計画については、目標を2経営体、目標面積は過去3年間の平均値をとり2ヘクタールとしています。

3 ページ、Ⅳ、遊休農地に関する措置、1 現状及び課題については、管内の農地面積2,603ヘクタールに対し遊休農地133ヘクタールですので、遊休農地率は5.10%となります。遊休農地133ヘクタールは少ないと思われるでしょうが、これは再生が可能な遊休農地で、農地パトロールの際に桃色で塗ってもらった1号農地、A分類の農地です。2 平成29年の目標及び活動計画については、解消面積を1ヘクタールとしています。活動計画については、調査員数は38人、調査時期は7月～10月、調査結果のとりまとめを10月～11月に行い、この結果に基づいて農地の利用意向調査を11月、利用意向調査のとりまとめを12月～1月に行うこととしています。この計画時期は国の示している時期ですので、今回新体制への移行、農協委員等の改選がありますので、実際には少し遅れて行うことになると思います。

Ⅴ、違反転用への適正な対応、1 現状及び課題については、呉市では違反転用は追認として処理していますが、この追認での処理、許可は調査対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。2 平成29年度の活動計画ですが、農地パトロールの実施、農地法の制度の啓発等により、違反転用の早期発見、追認処理等による解消を行うこととしています。

本活動計画については、この報告の後、広島県を經由して農林水産省農政局へ提出するとともに、呉市ホームページにおいて公開することとしています。

議 長：つぎに、その他「平成29年度呉市農業委員会活動計画」について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：昨年度と大幅な変更はありませんので、要点について説明します。

「Ⅰ 活動目標」は、「農業委員憲章」を記載しています。農業者の期待と信頼に応えるため、これら農業委員憲章を遵守し、活動することを骨子として活動計画を策定しています。

「Ⅱ 活動の基本計画」は、活動目標を達成するために策定した基本的な計画で、「1 土地対策」、「2 人対策」、「3 農政対策」を3本柱としています。

これらの「Ⅰ 活動目標」と「Ⅱ 活動の基本計画」を踏まえ、2ページの「Ⅲ 具体的な活動計画」で、事務事業の内容と具体的な活動内容を記載しています。「1 会議の開催」は、定例総会を始めとした各種会議の内容を記載しています。「2 農地関連業務」は、農地法等の法令に基づく許認可事務等の内容を記載しています。「3 農業振興関連業務」は、行政庁への要望、答申や農業者年金等の内容を記載しています。

「4 農地台帳の整備」は、農地台帳に関する調査票を印刷、9月1日現在で郵便送付し、関係農業者への調査を行い、その回答結果によって農地台帳を整備しています。今年度も約7,000世帯の農業者を調査対象としています。「5 情報推進活動」は、市政だより、農業委員会だよりや呉市ホームページを活用した委員会業務の広報や農地法に係る手続きの指導、そして全国農業新聞の購読普及を行うものです。「6 研修」は、昨年と同様に農業会議主催の各種研修会が開催される予定です。「7 諸証明の発行」は、農業者等からの申請に基づいて非農地証明など14種類の証明書を発行するものです。

「Ⅳ 活動計画に係る目標値の設定」については、先程の報告事項で説明したとおりです。

「Ⅴ 平成29年度 当初予算」は、今年度の農業委員会予算について、内訳を記載しています。昨年度と大幅な増減はありませんが、農地利用最適化推進委員の報酬を計上しています。

「Ⅵ 平成29年度 月別活動計画表」については、月別の活動計画を記載しています。昨年までとの変更点ですが、今年度は「農地相談会」について記載していません。農地相談に来られる方がほとんどいないことから「農地相談会」のあり方について、今後検討したいと考えています。

「Ⅶ 平成29年度 呉市農業委員会組織」ですが、現在農業委員38名で構成されており、任期は今年の7月31日までとなっています。

8ページは、現在の農業委員会事務局の体制で、専任職員6名、併任職員25名を配置しています。

議 長：ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 場：なし。

議

長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回総会は、平成29年6月30日 金曜日 午前10時から
場所は、呉市役所7階、755から758号室です。

議

長：以上で平成29年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時45分)